

○漏水等による公共下水道使用料減免要綱

平成18年9月11日

告示第129号

(趣旨)

第1条 この要綱は、大野市公共下水道条例施行規則（平成13年規則第3号。以下「規則」という。）第36条第1項第2号の規定に基づき、漏水等による公共下水道使用料の減免について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 認定汚水量 大野市公共下水道条例（平成12年条例第32号）第22条の規定により認定する排除汚水量をいう。

(2) 推定汚水量 使用期（条例第2条第9号に規定する使用期をいう。以下同じ。）の直近前2使用期と前年同使用期の3使用期（前年同使用期に使用実績がない場合は、直近前3使用期）の排除汚水量を平均したものをいう。ただし、算定に使用する排除汚水量が漏水等による異常値である場合においては、当該使用期を含まない3使用期の排除汚水量を平均したもの（排除汚水量の使用実績がない場合は、市長が使用者からの聞き取りをもとに使用水量を勘案し、認定したもの）をいう。

(減免の申請)

第3条 使用料の減免を受けようとする者は、規則第2条第2号に規定する納期限までに減免申請書を市長に提出しなければならない。

(減免の範囲)

第4条 使用料の減免ができる範囲は、次に掲げるとおりとする。ただし、その漏水が公共下水道に流入したと認められるときは、この限りでない。

(1) 給水管、受水槽、高架水槽等からの漏水が認められる場合

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた場合

(減免の方法)

第5条 市長は、前条第1号の場合において、漏水を発見した日の属する使用期の認定汚水量に対する使用料と当該漏水を発見した日の属する使用期の推定汚水量に対する使用料の差額を減免するものとする。

2 前条第2号の場合における減免の方法は、市長がその都度決定するものとする。

(減免の期間)

第6条 第4条第1号の場合においては、漏水を発見した日の属する使用期分の使用料について適用するものとし、修理遅延等やむを得ない理由により引き続き漏水があったときは、次使用期分に限り、同様の減免措置を講ずることができる。

2 第4条第2号の場合における減免の期間は、市長がその都度決定するものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年9月11日から施行する。